

# 41. 大口町

貴自治体名 大口町

懇談日時 10月25日(木) 午前・午後 時 分～ 時 分

懇談会場 大口町役場 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2012年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

### 【1】1. 地域主権改革

- ①県条例(政省令)を上回る基準の策定を予定しているもの是否有りますか。  
 ( )ない ( )ある →具体的には( )
- ②県条例(政省令)を下回る基準の策定を予定しているもの是否有りますか。  
 ( )ない ( )ある →具体的には( )
- ③現行基準が政省令(県条例)を上回っている基準はどうしますか。  
 ( )現行どおりとする ( )政省令(県条例)に合わせる  
 ( )その他 →具体的には( )

### 【2】1. 介護保険及び高齢者福祉施策

- ①保険料の市町村独自の減免措置がありますか。  
 ( )ない ( )ある → 実施年月(H15年4月) 2011年度実績( )件( )千円
- ②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。  
 ( )ない ( )ある → 実施年月(H15年4月) 2011年度実績( )件( )千円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ( 43 )人(H24年10月現在)
- ④介護給付費準備基金について  
 2010年度末の残高( 132,966 )千円  
 2011年度末の残高( 145,139 )千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤第5期計画への準備基金取り崩しについて  
 1)取り崩し総額は( 85,000 )千円  
 2)一人当たり金額は( 6,056 )円
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。  
 ( )実施している → 実施年月日(H15年4月1日) 2011年度実績( 33 )件  
 ( )検討中である ( )実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。  
 ( )実施している → 実施年月日( 年 月 日 ) 2011年度実績( )件  
 ( )検討中である ( )実施の予定がない
- ⑧配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	月～日曜日(年末年始休み) 昼食または夕食
	1日平均利用者数(2011年度)	総延べ食事数(4,088)食÷年間配食日数(360)日 =1日当たり平均( 11 )食
	1食あたりの助成額	150円
	1食あたりの利用者負担額	食事代 650円・480円
会食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2011年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑨独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2011年度)	

⑩住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無		(○)助成制度がある	( )助成制度はない	( )検討中である
	(○)介護保険に上乗せして実施している			
上乗せの助成額	対象工事費50万円を上限として1/2の9割分			
利用者実数(2011年度)	16件			
	( )介護保険利用者以外の助成制度がある			
対象者と、その要件	認定を受けていない70歳以上の方が転倒予防のため、手すりの設置や入浴補助用具を購入する場合、費用額10万円を限度として1/2を助成する。2012年度から実施			
	視覚障害、肢体不自由のうち下肢不自由若しくは体幹不自由又は脳原性運動機能障害の中の移動機能障害を有する身体障害者手帳の交付を受けておりそれぞれの障害の程度が1級又は2級に該当する者。特定疾患医療受給者票の保持者。			
助成額	5万円	利用者実数(2011年度)		
	対象経費の2分の1(対象経費は最大100万円まで)。助成は1回が限度。	1件	50万円	

⑪ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

- 緊急連絡表(マグネット)の配布(425枚)
  - 新聞配達事業者等11事業者との見守り協定の締結
  - 緊急通報装置貸与(80世帯)
  - 外出支援事業(タクシーチケットの交付)
  - 軽度生活援助
  - 寝具洗濯乾燥消毒サービス
  - 地域見守り支え合い事業

⑫高齢者や障がい者への、外出支援のための施策についてお尋ねします。

1)巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

( )実施している  
→ 利用料:高齢者<歳以上>( )円、障がい者( )円、一般( )円

### (2) 実施(二)他の外由

（〇）実施していない  
②タクシードライバーやタクシーチケット、支度料金は、料金内に含まれて記入されない。

内 容:初乗り料金を助成するチケット24枚綴りを2冊まで交付  
対象者:本人が町県民税非課税者で80歳以上、または75歳以上の単身者・高齢者世帯・要支援要介護の認定者  
障害部位が視覚障害、聴覚障害、腎臓機能障害、呼吸器障害、肝臓機能障害、肢体不自由の中の下肢若しくは体幹不自由又は脳原性機能障害の中の移動機能障害であり総合判定で1級又は2級のもの、療育手帳の交付を受けている障害の程度がAの者、特定疾患医療受給者票保持者、かつ前年度の町県民税の所得が200万円未満のもの。

⑬ 宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

( )助成している → 1施設当たり助成額 月額( )円または年額( 5,000)円

または 1回限り(50,000)円→ 助成力所数( 1 )カ所

( ) 檢討中である

( )助成の予定がない

⑭介護認定者の障がい者控除の認定について

- 1)認定書の発行枚数(2011年度実績)は ( )枚
- 2)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を送付していますか。  
申請書を送付している → 2011年度( )件  
認定書を送付している → 2011年度( )件  
送付していない。
- 3)認定書の発行の条件  
介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している  
介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している  
医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している  
介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している  
次のような方法で判断している( )

⑮要支援の介護認定者への、障害福祉サービスの上乗せについて

- 実施している (実施していない)

## 2. 高齢者医療など

①高額医療・高額介護合算療養費の支給について、該当者に個別に通知等していますか。

- 1)後期高齢者の場合  
自動払いしている (申請書を送付している)  
ハガキ通知をしている (通知していない)
- 2)国民健康保険の場合  
自動払いしている (申請書を送付している)  
ハガキ通知をしている (通知していない)

②後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

- 対象にしている (縮小して対象にしている) (県基準どおりにした)

③上記②以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

精神障がいで自立支援医療受給者証を持っている方について、受給者証指定医療機関の保険自己負担分を助成。  
精神疾患で精神病床に入院する場合は、事前の診断書による申請により、入院医療費の保険負担分を窓口償還払いにより全額助成。

④2012年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療受給者 (1,949)人  
後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (311)人  
内  
ひとり暮らし非課税者(23)人  
その他の県基準を上回る市町村独自対象者(8)人

## 3. 子育て支援策 ※2012年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

②就学援助

- 1)保護者への広報はどのようにしていますか。  
入学説明会 (入学式) (始業式) (ホームページ) (市広報)  
その他(チラシによる周知)
- 2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( )倍

そのほか

- ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
- (イ) 生活保護法に基づく保護の停止及び廃止
  - (ロ) 大口町税条例(昭和38年大口町条例第15号。以下「町税条例」という。)第26条に基づく町民税の非課税
  - (ハ) 町税条例第49条に基づく町民税の減免
  - (エ) 愛知県県税条例(昭和25年愛知県条例第24号)第42条の40に基づく個人事業税の減免
  - (オ) 町税条例第65条に基づく固定資産税の減免
  - (カ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく保険料の減免
  - (キ) 大口町国民健康保険税条例(昭和41年大口町条例第12号)第32条及び第33条に基づく保険税の減免又は国民健康保険税の納期の延長
  - (ク) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給
  - (ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け
- イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
  - (イ) 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
  - (ウ) その他経済的に困窮しており、生活状態が極めて悪いと認められる者

3) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( ) 円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( ) 円

4) 申請書の受付先 ( ) 市町村窓口 ( ) 学校 ( ) 市町村窓口と学校のどちらも可

5) 民生委員の証明は必要ですか ( ) 必要である ( ) 必要ない

6) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2011年度	2012年度
受給者数	165人	166人
受給割合	7.4%	7.6%
支給額	8,979,176円	10,344,000円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2012年度の支給額は見込み額をご記入ください。

7) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 ( ) 現物支給 ( ) 債還払い ( ) その他

8) 就学援助の項目について

(○) 学用品費 ( ) 体育実技用具費 ( ) 入学準備金 (○) 通学用品費 ( ) 通学費

(○) 修学旅行費 ( ) クラブ活動費 ( ) 生徒会費 ( ) PTA会費 (○) 給食費

(○) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○) 校外活動費(宿泊を伴うもの) ( ) 医療費

( ) 日本スポーツ振興センター掛け金 ( ) めがね・コンタクトレンズ ( ) 卒業記念品

( ) その他 ( )

③学校給食について(2012年度)

1)給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	校	校	校	校	校	円
中学校	校	校	校	校	校	円

2)給食費への自治体独自の補助などの施策（例:半額補助、第2子以降無料など）

④放射線被ばくから子どもを守る施策について

1)学校給食の食材の安全、健康検査など子どもを被ばくから守る自治体独自の施策

2)食材用放射線測定器を自治体で所有していますか。また購入予定はありますか。

( )すでに購入している ( )購入の予定 ( )購入の予定はない

3)自治体独自で食材の放射線量測定の検出限界値(基準値)などの設定をしていますか。

( )設定している ( )設定していない

⑤女性、特に妊産婦や高齢者などに配慮した避難所づくりはどうなっていますか。

対象となる方々が必要となる消耗品等は若干、揃えてはいるが、行政で十分な量の確保は難しいことから、各自、3日分程度は用意しておくよう、時折、啓発している。

また、高齢者等向けには、段差の少ない場所を提供したり、要支援者マニュアルを作り、体制づくりに取り組んでいる。

#### 4. 国民健康保険

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2010年度	2011年度	2012年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	(基準総所得金額)	× ( 5.3 )%	× ( 5.5 )%	× ( 5.5 )%
	資産割	固定資産税額	× ( 15 )%	× ( 15 )%	× ( 15 )%
	均等割	加入者1人につき	31,800 円	31,800 円	31,800 円
	平等割	1世帯につき	31,200 円	31,200 円	31,200 円
1人当たり調定額(平均保険料)			83,256 円	79,528 円	84,441 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			12,088 円	13,869 円	13,792 円

※2012年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

世帯の前年総所得が400万円以下で、今年の所得見込額が前年総所得金額の3分の2以下に減少すると認められる場合、所得の減少に応じて減免を行っている。

③資格証明書 ※~~2012年8月1日~~現在でご記入ください。(2012年9月1日現在)

1)資格証明書は交付していますか。 ( )交付していない ( )交付している → ( 16 )世帯

2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

( )必ず面談している ( )面談がなくても交付する場合がある ( )その他

3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ど�数

世帯数( 0 )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人  
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ど�数

世帯数( )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人

4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

( )国の基準どおり実施している

( )独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( )高校生世代以下の子どものいる世帯

(○)障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

(○)病弱者のいる世帯

(○)次の場合は、交付対象から除外している。

分納誓約書の提出、納付約束をしている場合は除外している。

④短期保険証 ※~~2012年8月1日~~現在でご記入ください。(2012年9月1日現在)

1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内( 1 )人 ・2カ月( )人 ・3カ月( 25 )人 ・4カ月( )人  
・5カ月( )人 ・6カ月( 232 )人 ・1年( )人 ・その他  
( )

2)短期保険証発行の基準をご記入ください。

・交付前1年間に納付された現年度分及び滞納分の合計額が3分の1以上2分の1未満、6か月  
・3分の1未満で納付計画を履行している場合、3か月  
・3分の1未満であって納付指導に応じず、納付計画を履行しない場合、1か月

3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

( ○ )通常の保険証と同じ

( )通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど( )

⑤保険料(税)滞納者への差押えについて(2011年度)

1)予告通知書の発行( 9 )件

2)差押え件数 不動産( )件 預貯金( 2 )件 生命保険( )件(内学資保険( )件)  
その他( )件( )

3)競売などによる現金化 ( )件 ( )円

⑥国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※~~2012年8月1日~~現在でご記入ください。(2012年9月1日現在)

1)交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( 12 )人

2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( 87 )人

3)その他

⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1)一部負担減免制度を実施していますか。

( ○ )実施している ( )検討中である ( )実施の予定がない

2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

( ○ )設けている ( )検討中である ( )設けていない

3)2011年度の減免件数 ( 0 )件 減免金額 ( )円

⑧国保運営協議会について

1)運営協議会の公開 ( ○ )公開していない ( )公開している

2)運営協議会委員の公募枠 ( ○ )ない ( )ある → ( )人

## 5. 障がい者施策

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	10人	45時間	14.73時間
重度訪問介護	0人	0時間	0時間
行動援護	3人	21.50時間	12.50時間
同行援護	2人	18時間	16時間

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数( 42 )人 最多支給時間数( 31 )時間 平均支給時間数( 28.4 )時間

③訪問系サービスの支給基準 ( ○ )あり ( )なし

## 6. 健診事業 ※2012年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	個別・集団	1,000 円	可・不可	1,000 円	可・不可	
がん検診	胃がん	2,000 円	可・不可	1,000 円	可・不可	
	大腸がん	500 円	可・不可	400 円	可・不可	
	肺がん	500 円	可・不可	なし	可・不可	
	子宮がん	1,000 円	可・不可	500 円	可・不可	
	乳がん	超音波	個別・集団	可・不可	700 円	可・不可
		マンモグラフィー	個別・集団	可・不可	1,000 円	可・不可
	前立腺がん	個別・集団	可・不可	300 円	可・不可	
歯周疾患	個別・集団	500 円	可・不可		可・不可	

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査について

( ○ )実施している → 健診内容 ( ○ )特定健診と同じ ( )特定健診とは異なる

( )実施していない

③歯周疾患検診の対象年齢・回数

( )節目年齢に限定せず毎年受けられる ( )40・50・60・70歳の年に受けられる

( ○ )その他(40歳から75歳までの5歳刻みの節目年齢に受けられる。また、特定保健指導の積極的支援の対象者 )

## 7. 任意予防接種の助成 ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください

ワクチンの種類	対象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または開始予定期間
Hib	2か月～5歳未満	5,952 円	2,900 円	平成 23 年 1 月 4 日
小児用肺炎球菌	2か月～5歳未満	7,567 円	3,700 円	平成 23 年 1 月 4 日
成人用肺炎球菌	75歳以上	4,000 円	4,000 円	平成 23 年 6 月 1 日
HPV	中1～高2	10,639 円	5,300 円	平成 23 年 1 月 4 日
みずぼうそう		円	円	
おたふくかぜ		円	円	
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウィルス		円	円	

## 8. 生活保護

### ①生活保護の申請件数とその保護件数について

2010年度相談件数 ( 31 )件、申請件数 ( 21 )件、そのうち保護開始件数 ( 21 )件

2011年度相談件数 ( 28 )件、申請件数 ( 12 )件、そのうち保護開始件数 ( 12 )件

### ②生活保護担当職員について

2010年4月1日現在 正規職員 ( 1 )人 → 生保担当の平均在任年数 ( 3 )年( )ヶ月

非正規職員( )人

2011年4月1日現在 正規職員 ( 1 )人 → 生保担当の平均在任年数 ( 0 )年( )ヶ月

非正規職員( )人

2012年4月1日現在 正規職員 ( 1 )人 → 生保担当の平均在任年数 ( 1 )年( )ヶ月

非正規職員( )人

### ③1職員当たりの担当受給者数

2010年4月1日現在 ( 69 )人 2011年4月1日現在 ( 86 )人 2012年4月1日現在 ( 75 )人

### ④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置ありますか ( )ある ( ○ )ない

「ある」場合 配置している人数 ( )人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月 ( )年( )月

その職員が担当している業務 ( )

「ない」場合 今後の計画は ( ○ )ない ( )ある ( )検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数 ( 年 月 )( )人

## 【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2011年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	②介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	③国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	⑧社会保障と税の一体改革関連法の中止を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	2011年12月16日 2012年 6月12日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	2012年 6月12日

## 【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②アンケート【2】1の⑬の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑭の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ④就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2011年度)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2011年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました